



県章

# 山形県公報

平成25年9月10日(火)  
第2477号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) …981
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) …同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …982
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) …同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) …同
- 同……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …983
- 山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(森林課) …同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …984

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会9月定例会の招集……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(環境科学研究センター) …985
- 監査結果の公表……………(監査委員) …同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) …989

## 告 示

### 山形県告示第810号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成25年9月18日山形市に招集する。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第811号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
マエストロデンタルクリニック	東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番地1	平成25. 8. 1

**山形県告示第812号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
小 関 高 橋 眼 科 医 院	上山市新湯2番25号	平成25. 7. 31

**山形県告示第813号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 デイサービスセンターめぐみ  
 酒田市東大町三丁目40番地8  
 (2) 届出の内容

指 定 介 護 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
酒田市十里塚字村東山南317番地1	酒田市東大町三丁目40番地8	平成25. 8. 9

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 指定居宅介護支援事業所 ゆたか  
 酒田市一番町1番地の17  
 (2) 届出の内容

指 定 介 護 機 関 の 所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
酒田市ゆたか二丁目5番地の1	酒田市一番町1番地の17	平成25. 8. 10

**山形県告示第814号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人置賜ひまわり会 南陽市宮内3196番地の1	ケアホームさくらんぼの丘南陽 南陽市宮内3196番地の1	共同生活介護	平成25. 9. 1

**山形県告示第815号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人親和会 鶴岡市新海町8番33号	多機能型事業所やまびこ 鶴岡市新海町8番33号	自立訓練（生活訓練）	平成25. 8. 29

**山形県告示第816号**

山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県森林施業支援事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

第2条の表森林環境保全直接支援事業の項事業主体の欄中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項補助金の額の欄中「40パーセント」を「40パーセント（森林法第10条の7に規定する森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれに必要な路網の整備にあつては、基準額の50パーセント）」

に改め、同表中

広葉樹林化等整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等	基準額の40パーセントに相当する額以内	を
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画の認定を受けた者		

公的森林整備	森林組合等及び特定非営利活動法人等	基準額の40パーセントに相当する額以内	に、
	市町村及び森林整備法人等	基準額の50パーセントに相当する額以内	
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画の認定を受けた者	基準額の40パーセントに相当する額以内	

広葉樹林化等整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等	基準額の40%に相当する額以内	を
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画の認定を受けた者		

公的森林整備	森林組合等及び特定非営利活動法人等	基準額の40パーセントに相当する額以内	に、
	市町村及び森林整備法人等	基準額の50パーセントに相当する額以内	
被害森林整備	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び森林経営計画の認定を受けた者	基準額の40パーセントに相当する額以内	

「70%」を「70パーセント」に改める。

第4条第1号中「広葉樹林化等整備」を「公的森林整備」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林施業支援事業補助金交付規程の規定は、平成25年度分以後の補助金について適用する。

#### 山形県告示第817号

次の開発行為は、完了した。

平成25年9月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成25年7月19日 指令村総建第174号
- 開発工区に含まれる地域の名称  
第2工区  
上山市仙石字久保田988番6の一部、988番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市五十鈴一丁目1番31号  
株式会社千歳工務店

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成25年9月10日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 招集の日時 平成25年9月12日（木） 午後2時30分
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
  - 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - 平成25年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
  - 教職員の人事について

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年9月10日

山形県環境科学研究センター所長 柴 田 正 樹

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県環境大気常時監視テレメータシステムの更新及び管理運用業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県環境科学研究センター総務課 村山市楯岡笛田三丁目2番1号 電話番号0237(52)3121
- 3 落札者を決定した日 平成25年7月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス 兵庫県神戸市灘区岩屋北町四丁目5番22号
- 5 落札金額 6,904,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年6月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成25年7月から8月までに実施した平成24年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成25年9月10日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関51箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
村山総合支庁総務企画部	平成25年7月18日	会田委員	
村山総合支庁保健福祉環境部	平成25年7月18日	会田委員	
村山総合支庁産業経済部	平成25年7月18日	会田委員	
村山総合支庁建設部	平成25年7月18日	会田委員	
最上総合支庁総務企画部	平成25年7月18日	加藤委員	
最上総合支庁保健福祉環境部	平成25年7月18日	加藤委員	
最上総合支庁産業経済部	平成25年7月18日	加藤委員	
最上総合支庁建設部	平成25年7月18日	加藤委員	
最上電気水道事務所	平成25年7月18日	加藤委員	

企業局本局	平成25年7月29日	坂本委員	児玉委員
		会田委員	加藤委員
病院事業局本局	平成25年7月29日	坂本委員	児玉委員
		会田委員	加藤委員
環境企画課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
エネルギー政策推進課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
水大気環境課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
循環型社会推進課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
みどり自然課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
子育て支援課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
子ども家庭課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
若者支援・男女共同参画課	平成25年7月31日	児玉委員	加藤委員
産業政策課	平成25年7月31日	会田委員	
中小企業振興課	平成25年7月31日	会田委員	
工業戦略技術振興課	平成25年7月31日	会田委員	
商業・まちづくり振興課	平成25年7月31日	会田委員	
雇用対策課	平成25年7月31日	会田委員	
観光交流課	平成25年7月31日	会田委員	
経済交流課	平成25年7月31日	会田委員	
税政課	平成25年7月31日	会田委員	
健康福祉企画課	平成25年8月1日	児玉委員	加藤委員
地域医療対策課	平成25年8月1日	児玉委員	加藤委員
健康長寿推進課	平成25年8月1日	児玉委員	加藤委員
管財課	平成25年8月1日	児玉委員	加藤委員

障がい福祉課	平成25年8月1日	児玉委員	加藤委員
農政企画課	平成25年8月1日	会田委員	
6次産業推進課	平成25年8月1日	会田委員	
県産米ブランド推進課	平成25年8月1日	会田委員	
農業技術環境課	平成25年8月1日	会田委員	
園芸農業推進課	平成25年8月1日	会田委員	
畜産課	平成25年8月1日	会田委員	
財政課	平成25年8月23日	坂本委員	児玉委員
		会田委員	加藤委員
管 理 課	平成25年8月23日	坂本委員	加藤委員
建設企画課	平成25年8月23日	坂本委員	加藤委員
用地課	平成25年8月23日	坂本委員	加藤委員
空港港湾課	平成25年8月23日	坂本委員	加藤委員
会計局	平成25年8月23日	坂本委員	加藤委員
県警本部	平成25年8月23日	坂本委員	加藤委員
企画調整課	平成25年8月23日	児玉委員	会田委員
県民文化課	平成25年8月23日	児玉委員	会田委員
交通政策課	平成25年8月23日	児玉委員	会田委員
情報企画課	平成25年8月23日	児玉委員	会田委員
市町村課	平成25年8月23日	児玉委員	会田委員
統計企画課	平成25年8月23日	児玉委員	会田委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 子育て支援課

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 交付申請から交付決定日まで3か月以上のもの 2件

平成24年度保育の質の向上のための研修事業補助金の一部

申請日 H24. 6. 29

決定日 H24. 10. 5 外1件

b 交付申請から交付決定日まで2か月以上のもの 4件

平成24年度東日本大震災に伴う保育料の減免に対する支援事業補助金の一部

申請日 H24. 8. 15

決定日 H24. 10. 22 外3件

イ 健康福祉企画課

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 交付申請から交付決定日まで3か月以上のもの 3件

平成24年度山形県国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

申請日 H24. 5. 21

決定日 H24. 8. 29 外2件

b 交付申請から交付決定日まで2か月以上のもの 29件

平成24年度山形県国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

申請日 H24. 5. 31

決定日 H24. 8. 29 外28件

ウ 村山総合支庁保健福祉環境部

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

山形県保健福祉センター再編整備工事

要契約保証金 223,965円

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 交付申請から交付決定日まで3か月以上のもの 1件

平成24年度結核予防費補助金の一部

申請日 H24. 12. 25

決定日 H25. 3. 25

b 交付申請（実績報告）から交付決定日（額の確定日）まで2か月以上のもの 38件

平成24年度結核予防費補助金の一部

申請（実績報告）日 H25. 1. 8

決定（額の確定）日 H25. 3. 25 外37件

エ 村山総合支庁産業経済部

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 交付申請から交付決定日まで3か月以上のもの 1件

平成24年度山形県森林整備促進・林業等再生事業費補助金

申請日 H24. 4. 25

決定日 H24. 9. 21

b 交付申請から交付決定日まで2か月以上のもの 1件

平成24年度山形県休廃止鉱山鉱害防止推進費補助金

申請日 H24. 5. 24

決定日 H24. 8. 10

c 実績報告期限から実績報告日まで2か月以上のもの 4件

平成24年度山形県暴風・豪雪被害対策事業費補助金の一部

実績報告期限 H25. 1. 17

実績報告日 H25. 3. 27 外3件



- d 実績報告日から額の確定日まで2か月以上のもの 7件  
 平成24年度山形県農村環境保全指導員活動支援事業費補助金の一部  
 実績報告日 H25. 2. 22  
 額の確定日 H25. 5. 17 外6件

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収 入

- (ア) 調定手続きについて、調定すべき日から1か月を超えて遅延したものがある。(村山総合支庁建設部、最上総合支庁建設部)
- (イ) 県証紙により収入すべき手数料について、誤って収入印紙が貼付されたものに消印をしたため収入されていないものがある。(最上総合支庁建設部)

イ 支 出

- (ア) 一般需用費等の支払いについて、請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に検査を完了した日から2か月を超えて行っていないものがある。(健康福祉企画課、村山総合支庁建設部)
- (イ) 期末手当及び勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納又は追給を要するものがある。(企画調整課、環境企画課、村山総合支庁総務企画部)
- (ウ) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払いが2か月を超えて遅延したものが相当数ある。(市町村課)

ウ 契 約

- (ア) 業務委託に係る履行期限について、契約書への記載が不明確なものがある。(健康福祉企画課)

エ 補 助 金

- (ア) 補助金の交付申請から交付決定まで2か月以上のものがある。(地域医療対策課、障がい福祉課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県病院事業管理者から平成25年7月26日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成25年9月10日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄  
 山形県監査委員 児 玉 太  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
港湾事務所	前年度会計の監査において注意された事項について、措置を行っていないものがある。 (内容) 未収金の債権の管理について、催告など債権の収納促進措置	未収金の債権管理に当たっては、所内に今年度より対応する組織を立ち上げ、債権の適正な管理を行うとともに、所属として収納促進を図るよう改善しました。
鶴岡病院	前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。 (内容) 旅費の支給について、前年度に引き続き正当な理由もなく支払いが2か月を超えて遅延しているもの 3か月超え 1件 2か月超え 46件	従来1か月毎まとめて行っていた精算払の事務処理を半月毎に行うこととし、旅行の最終日から支払日まで2か月を超えることがないように改善を図ります。 また、半月を待たずとも早く処理できるものは、随時処理を行うこととします。

平成25年9月10日印刷  
平成25年9月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056